

音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年10月8日改定

(令和2年7月10日策定)

一般社団法人コンサートプロモーターズ協会

一般社団法人日本音楽事業者協会

一般社団法人日本音楽制作者連盟

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、音楽ライブ・コンサート（以下、「音楽コンサート」といいます。）は、その規模の大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行って参りました。このような早期の自主的な対応は、感染拡大防止のための一助となったことは明らかであり、アーティスト、スタッフ、その他音楽コンサートに関わるすべての方に改めて敬意を表明いたします。

政府の対処方針において、感染予防対策を講ずることを前提に観客を伴うイベント等の開催、収容率及び人数規制の段階的緩和、またさらには収容率の見直し検討の動きが示されています。ここでいう「音楽コンサート」には、演奏会、ミュージカル、オペラ、バレエなど音楽を主体とした公演全般が含まれますが、そのジャンルを問わず、「大きな声を出す」「観客が密集する」「地域をまたぐ移動が発生しやすい」等の、感染予防・感染拡大防止の観点から注意すべき要素・リスクが存在します。音楽コンサートの開催にあたっては、ご来場のお客さまと公演関係者への意識啓発に努め、これまで業界が早期に自粛を行い続けてきた努力を無駄にしないためにも、感染予防・感染拡大防止のためにできる限り慎重かつ周到な準備と対策にて臨むべきであると考えます。

【目次】

1. はじめに	1
2. 本ガイドラインの位置づけ	2
3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方	2
4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策	6
5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策	10
6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策	12
7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策	12
8. 公演可否判断のあり方～地域における連携協議体制について	16

2. 本ガイドラインの位置づけ

7月10日に策定された本ガイドラインに先立って、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月21日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」といいます。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本音楽事業者協会及び一般社団法人日本音楽制作者連盟の会員が行う音楽コンサートの開催における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、「無観客公演関係ガイドライン（令和2年5月25日付け）」をとりまとめました。

本ガイドラインは主として屋内施設にて開催される公演にあたって、前述の無観客公演関係ガイドラインにおいて示された新型コロナウイルス感染予防対策の基本的事項に加え、来場されるお客さまへの対応を示しています。また、本ガイドラインの策定にあたっては、政府及び専門家のご助言をいただきました。

今般、「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付け 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）により収容率及び人数上限の緩和の方針が示されたことを踏まえ、本ガイドラインを改定します。公演主催者は、ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められます。

本ガイドラインの内容も、今後の対処方針の変更のほか、感染状況や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

3. 感染予防・感染拡大防止のための基本的な考え方

これまでの専門家による研究を通じ、新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路が「接触による感染」と「飛沫による感染」であることが知られるようになりました。また、発症前1日ないし2日前の無症状・無知覚状態が最も感染力が強いことと、クラスター対策の重要性が指摘されています。したがって、多くのお客さまが集まる音楽コンサートなどのイベント開催にあたっては、公演が行われる会場内はもちろん、会場周辺・公演前後においても「接触感染」と「飛沫感染」「マイクロ飛沫感染」のリスクをいかに極限まで減じるか、そして万一感染が発生した場合に感染経路の追跡を可能とすることを感染予防・感染拡大防止対策の主眼とします。

全国の施設を借り受けて集客を伴う公演を実施する公演主催者として、公演開催にあたっては、施設管理者、公演地の自治体関係者等と協議の上、物理的・経済的に可能な限り対策を講じ、感染予防・感染拡大防止に万全を期さなくてはなりません。

公演関係者自身はもとより、来場されるお客さまに対しては公演会場において講じる対策と併せ公演前後における対策を丁寧にお伝えし、感染予防・感染拡大防止意識の啓発に努め、お客さまへの「能動的参加」への理解を促していく必要があります。

公演主催者は、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのリハーサル等の制作過程も含め、当該コンサートの出演者及びその公演に携わるすべてのスタッフ（以下、「公演関係者」といいます。）の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。また、事務所、スタジオ、公演会場その他の会場（以下、「公演会場等」といいます。）の利用や、公演の企画にあたっては、同様に適切な感染予防対策を講じなければなりません。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所は、感染を拡大させるリスク、すなわち「接触感染」と「飛沫感染」を誘発する機会が高いと考えられます。本ガイドラインは、これを避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨としています。

上記に基づき、（1）来場されるお客さま及び公演関係者に周知し、共有すべき「基本行動ルール」を策定・提示し、さらに、公演会場においては（2）の公演会場における基本的対応を行う必要があります。

（1）来場されるお客さま、公演関係者にて共有すべき「基本行動ルール」：

- ▶ 基本的感染対策：接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染への対策
- ・ 物理的・身体的距離の確保（最低1メートルとします。ただし、会場内客席部における収容率については、5-⑩において定めます。）
- ・ 接触機会を減らす
- ・ マスク着用・大声を出さない（公演中の歓声、声援も含む）
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ こまめな手洗い・手指消毒の励行
- ・ 「三つの密」の回避（密閉・密集・密接）
- ・ 日常健康管理（体温測定、健康状態チェック）
- ・ 電子決済の導入・活用による接触機会の削減

（2）公演会場における基本的対応

- ・ 原則、マスク着用を義務化（フェイスシールドとの併用は別途検討）
 - ・ 会場内（周辺含む）では出演者を含む公演関係者、来場されるお客さま、施設管理者を問わず、人と人との確保すべき間隔は最低1メートルを原則とします。
- ※ 入退場時、トイレなどの待機列、ロビー等における滞留、設営・撤去時のなど一切を対象とします。（ただし、会場内客席部における収容率については、5-⑩において定めます。）

- ・会場内では上記「基本行動ルール」、及び「新しい生活様式」の実践例に基づき、場内外アナウンスやボードの掲出によりその周知徹底を図ります。
 - ・来場されるお客さまには上記基本事項とともに「主催者の指示に従わない場合には退場していただく等の措置をとる」ことにつき事前に告知します。
- ※公演会場は、公演主催者が公演地警察・消防当局に提出し承認を受けた防災計画、整理・警備員配置計画に基づき、安全な公演運営と非常時緊急避難誘導體制が保全されます。公演中はもちろん、公演前後・休憩時間においても場内整理・警備員により来場されるお客さまに上記対策の徹底を図ります。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽 スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

4. 公演関係者が講じるべき具体的な対策

出演者を含む公演関係者は、「たった一つのイベントの失策が社会からの安心感・信頼感を損ない、その後のイベント開催やライブ・エンタテインメント産業、社会全般に芳しくない影響を及ぼす」ことを肝に銘じ、スタッフ一人一人が緊張感をもって業務に当たらなければなりません。

少しでも体調が悪いと感じた場合には、勇気を持って休むことが必要であり、同時に、公演主催者・公演関係者は、スタッフに体調不良者が出た場合、可能なバックアップができる体制を構築しておくことも求められます。

4-① 公演関係者による感染予防・感染拡大防止策

▶出演者を含む公演関係者には毎朝の検温を義務づけ、以下のいずれかに該当する者は業務に従事させないこととします。（直ちに自宅待機とし、必要に応じ保健機関に連絡する）業務に従事させる必要性が高い者であっても、感染拡大により生じる重篤な結果を常に想定します。

- ・業務に従事する当日または前日に発熱がある（目安として 37.5 度以上、または 37.5 度未満でも平熱よりも高い）・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害・だるさ・息苦しさ等の症状がある者
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者
- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる者
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者

▶表現上困難な場合を除き、原則としてマスクの着用を求めるとともに、こまめな手洗いを徹底します。出演者の出演時等、マスクの着用ができない場合については、「4-②公演関係者の身体的距離の確保等」の記載事項を確実に遵守します。

▶公演関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握し、名簿を作成します。

名簿は 3 週間より長い期間保管すること。また、公演関係者個人に対しては、それら情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知事前承諾を得ることとします。

公演関係者の名簿作成者（主として公演主催者）は個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。

（後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合等に保健所などに申告内容を伝える等が想定され、その了承を事前に得ておく必要があります）

▶開催地域の感染状況を踏まえ、来場客等の不特定多数と接するスタッフについては、マスクや、フェイスシールドを着用させることとします。

▶新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA のインストールを必須とし、入館時に稼

働確認行います。

4-② 公演関係者の身体的距離の確保等

- ▶公演関係者間で2メートルを目安に（最低1メートル）身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、公演関係者の人数は必要最小限に限定します。
- ▶また、公演関係者は4平方メートルの中に1人となるような形で他者との身体的距離を確保します。
- ▶身体的距離の確保が困難な場合、パーテーション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。
- ▶公演関係者の人数を最小限にすべく、作業工程の見直し等工夫をします。
 - ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努めます。
 - ・見学者、公演関係者の家族・知人等の公演の開催に必要不可欠とはいええない者は公演会場等には立ち入らないものとします。
 - ・その他、事務所での事前打ち合わせやスタジオでのリハーサル等の制作過程においても十分な感染防止策を講じます。

4-③ 食事とケータリング

- ▶すべての食事は表面の汚染を防ぐ方法を用い、1回分ずつ分けて配布するものとします。また、すべての飲み物は1回分用の容器に入ったボトルや缶で提供するものとします。ビュッフェ形式での提供は行いません。
- ▶食事の際は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数組に分割する、パーテーションを設置する等の形態で提供を行うものとします。また、真正面の配置は避けるものとします。
- ▶食事を扱うスタッフは、事前に手洗いや手指消毒を行います。
- ▶食事中の会話は控えるものとします。会話は食事が終了したのち、マスクを着用のうえ、行ってください。

4-④ ステージにおける感染防止策

- ▶出演者は、公演中も出演者同士の身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めます。また、身体的な接触は控えます。
- ▶マイクは出演者ごとに用意し、使い回しはしません。マイクの使用の前後には、手洗いや手指消毒を行うとともに、使用した機器の消毒を徹底して行います。
- ▶ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行う公演関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して

行います。

4-⑤ ヘアメイクと衣裳

- ▶出演者及びヘアメイクスタッフは、ヘアメイクの前後に手洗いや手指消毒を行うものとし、ヘアメイクスタッフ間は2メートルを目安に（最低1メートル）間隔をとるものとし、また、ヘアメイク用具を他の出演者に再利用することを行わないものとし、ます。
- ▶ヘアメイクスタッフは、マスクやフェイスシールドを着用するものとし、ます。
- ▶衣裳の着脱の前後に、出演者と衣裳スタッフは手洗いや手指消毒を行うものとし、ます。

4-⑥ 美術と大道具

- ▶美術と大道具のスタッフは、用具の共有を行いません。

4-⑦ トイレ

- ▶トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにします。
- ▶ペーパータオルを使用するか、個人用にタオルを準備します。ハンドドライヤーは使用しません。
- ▶公演関係者が公演会場等に入る前に、床、便器、ドアノブを消毒します。
- ▶トイレ後は必ず石鹸で手を洗い、手指消毒を行います。

4-⑧ 換気

- ▶定期的に会場空間の扉や窓を最大限開けた上で、会場の空調設備を利用し換気を行います。（屋外イベントの場合は屋内諸施設について）
（注）会場内換気基準＝「30立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）以上の換気量」を確保します。
- ▶公演中、トークタイム（MCタイム）等では開扉可能な扉・窓・入り口をすべて開放し、積極的に換気を行うようにします。
- ▶楽屋、控室及びスタッフルームについても常時換気を行う。

4-⑨ 清掃・ゴミの廃棄

- ▶清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ▶作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行います。

4-⑩ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- i. 会場内で感染が疑われる者が発生した場合の公演関係者（スタッフ）の措置
 - ▶事前に「感冒症状等感染が疑われる方が来場・発生した場合の連絡、（必要に応じ）搬

送手順」について施設管理者とともに公演会場施設から最寄りの保健所に相談しておき、受け入れ候補病院とは事前に連携を確認しておきます。

- ▶発生時は、まず①感染が疑われる方にはマスクを着用させ、②あらかじめ確保しておいた「他の入室者を禁じた個室あるいはパーテーション等で区画されたスペース（換気風通し良いところ推奨）」に案内し、③指示があるまで待機とします。前項の通り、施設管理者を通じ最寄り保健所に連絡し、指示を仰ぎます。
- ▶（保健所の指示に基づき）自宅待機、もしくは必要があればあらかじめ連携している病院に連絡し、引き受けを依頼、応諾されたら病院指定の移動方法で病院まで行っていただきます。
- ▶なお、上記に対応する者（スタッフ）はマスクとプラスチックエプロン、フェイスガード、手袋の着用・着装を徹底します。

ii. 【公演関係者に感染が疑われる者が発生した場合】

- ▶速やかに該当者の隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとし、保健所等当局の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。感染が疑われる者は保健所の指示によって必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。
- ▶発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとし、検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低 48 時間が経過するまでは参加を認めないものとし、ます。

iii. 【来場されるお客さまに感染が疑われる方が発生した場合】

- ▶該当するお客さまを速やかに個室あるいはパーテーション等で区画されたスペースに誘導案内し、人との接触をできる限り避けていただく。（施設管理者と連携して）最寄り保健所へ連絡し、その指示に基づき、対応します。

4-⑪ 周知・広報

- ▶以下について公演関係者に対して周知・広報します。
 - ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
 - ・身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA や、各地域の通知サービスのダウンロード・インストールの促進
- ▶公演主催者は本ガイドラインに従った取組を行う旨をホームページ等で公表します。

5. 公演会場の利用・設営等に関して講じるべき具体的な対策

5-① 【令和2年10月8日付改定】イベントの開催制限（収容人数・収容率）の緩和について

(1) 基本方針

〔11月末までの催物の開催制限等について〕（令和2年9月11日付け 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）より収容率及び人数上限の緩和方針について、以下抜粋。）

- ・原則として、大声での歓声、声援等が想定されるコンサート等（例：ロックコンサート、ポップコンサート）では、引き続き収容率50%以内とします。（ただし、異なるグループ間では座席を1席空けますが、同一グループ（5人以下に限る）内では座席間隔を設けなくても構いません。このために収容率50%を超えることは認められます。）
- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうるコンサート等（例：歌謡曲やジャズ、民族音楽、吹奏楽の演奏会、ミュージカル、オペラ、バレエ）については、所定の要件を満たす場合（※）には、収容率の上限を100%とすることができます。

※次のいずれにも該当するもの

- ①これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ②これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

(2) 各公演における収容人数・収容率の適用について

- ・公演開催にあたって公演主催者は公演開催地自治体関係当局と事前協議を行うこととし、新しい生活様式に基づいて、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと、また公演主催者によって抑制し得ることにより、上記所定の要件が満たされると自治体関係当局が認めた場合には、公演のジャンル、形態によらず収容率の上限を100%とすることができます。
- ・ただし、今後、地域感染状況の急激な変化等により開催制限が強化される可能性があることを考慮し、その場合に券売開始から公演開催までの間に講じるべき対策について十分に検討しておく必要があります。

5-① 基本的事項

- ▶ スタッフ入口及び楽屋ロビーにアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励します。
- ▶ ドアノブ、手すり等の公演関係者が接触する可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとします。
- ▶ 機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限します。
- ▶ 会場施設等の管理者の指導の下、適切な換気を行います。スタジオやライブハウス等の小空間は常時または頻繁に換気を行わなければなりません。また、ホールやアリーナ以上の規模の会場では、定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備を利用した換気を行います。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーキュレーター等を利用し換気を行わなければなりません。
- ▶ 楽屋、控室、スタッフルーム等は常時換気を行うものとし、またドアノブや椅子等、手が触れる場所は定期的に消毒を行います。

5-② 出演者と来場客との物理的距離の確保（飛沫感染・接触感染防止）

- ▶ 舞台と客席との距離は最低2メートルとします。
アリーナ、ドーム等大規模会場においてはメインステージの他、花道、移動導線についても、来場のお客さまとの距離（ステージとの高低差含み最低1メートル、演者の発声を伴う場合は最低2メートル）を確保します。

5-③ 客席部スタンディング対応

- ▶ 現在の感染状況に鑑み、お客さま間の接触・飛沫感染防止の観点から、屋内イベントでは客席部でのフルスタンディングは避け、スタンディングスペースにパイプ椅子等を設置し、来場されるお客さまの位置を固定します。
- ▶ スタンディングエリアの運用については、施設管理者との協議によって公演ごとに定められることを原則とし、公演地の感染状況等をもとに必要に応じて公演地の自治体等地域関係者間の協議によって、決定されることとします。

5-④ 会場内換気対応（屋内施設）

- ▶ 会場施設利用にあたっては、事前に施設管理者を通じ「30立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気能力」を来場客エリア、施設内各控室毎に確認しておきます。
- ▶ 会場設備の換気能力等を考慮し施設管理者と協議の上、必要に応じ、大型扇風機、サーキュレーター等の資材・備品を追加手配・装備し、会場内の換気効果を高めます。
「30立方メートル/時・人（厚労省建物換気基準推奨値）の換気を確保」することを目途とします。

- ▶会場基本設備及び機能を前提に、公演の内容・態様による来場客の反応等を考慮し、施設管理者と事前協議の上、休憩時間中にはドア等の開放を行います。

5-⑤ 会場内外の待機列

- ▶待機列が必要な場面（入退場、トイレ待ち等）においては、来場客同士が十分な距離（最低1メートル）を確保して整列できるように、極力、目印となる掲出物や足下マーク等の設置を行います。
- ▶来場客への対面対応が必要な場所においては、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し、飛沫感染防止策を施します。
- ▶手荷物検査が必要な場合は、目視による確認のみとし、お客さまの持ち物に係員は触れないようにします。

6. 公演関係者が公演の企画内容に関して講じるべき具体的な対策

- ▶演出映像収録・プロモーション用映像素材収録等にあたっては、ファン等が集まることにより、密な空間が発生するおそれがある場所での収録は行いません。特に、通行人や見物人が集まるおそれがある屋外での収録は行いません。
屋外で収録する場合、収録場所は原則として非公表とし、ファンによる入待ち・出待ち等ファン等が集まる状況が発生しないように努めます。
- ▶（無観客公演の場合）公演関係者が直接に接しない収録方法（リモートセッション等）を積極的に取り入れるものとします。
- ▶お客さまをステージ上にあげるなどの参加型演出は行いません。
- ▶お客さま同士の密接を招く銀テープ・花吹雪などの演出は行いません。
- ▶出演者とお客さまとの接触ならびにお客さま同士の接触（ハイタッチ、手をつなぐなど）を招く演出は行いません。
- ▶出演者が乗って客席エリア内を移動する台車等はお客さまとの十分な距離を確保し、かつお客さまに自席から移動を促すような演出は行いません。
- ▶お客さまに歌わせる、コール&レスポンスを要請するような演出は避けます。
- ▶（館内環境に注意し）お客さまには十分な休憩時間の確保を心掛け、館内換気を励行します。
- ▶お客さまへ「基本行動ルール」の周知徹底をはかるため、出演者からの呼びかけも考慮します。

7. 来場されるお客さまに関して講じるべき具体的な対策

以下、公演に来場されるお客さまに対するご案内事項（事前承諾いただく事項）を示しています。基本的にデジタル対応を促すこととしますが、それ以外の場合でも可能な限りお

客さまの氏名及び緊急連絡先等の取得に努めてください。具体的な手段（例）として、以下を示します。

①チケット購入時点で登録～公演当日入場時確認

②当日登録～公演入場時確認（基本は Web 登録。手書き対応も容認）

また、新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止対策における特例として、自己申告に基づき健康に不安があり入場されないお客さまや、発熱があり入場をお断りしたお客様にはチケット料金の払い戻しに応じることを原則とします。また、チケット料金の払い戻しに応じる場合はその旨を事前に周知してください。ただし、チケット料金以外の交通費等の経費はその限りではありません。

公演主催者は入場時の検温体制を整備し、お客さまに検温への協力を求めるようにします。また、発熱がある（目安として 37.5 度以上、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高い）場合には、入場をお断りすることも事前に周知します。

7-① 自己申告書（承諾書）の事前提出（例）：チケット購入時・デジタルチケット送付前

▶以下の事項について、お客さまには来場前に事前確認・誓約ないし承諾いただく。

- ・個人属性（氏名、生年月日、住所、連絡先）の登録
- ・（会員登録済の場合）会員登録内容に変更がないことの誓約
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないことの誓約
- ・公演開催地域の感染状況を踏まえ、マスク、場合によってはフェイスシールドを着用することの承諾
- ・後日、会場内に感染者がいたことが判明した場合に保健所などに申告内容を伝える可能性がある旨の了承
- ・以上の確認ならびに誓約を実施した申告書の提出がなされたお客さまにのみ、チケットの販売、デジタルチケットの送付を行うこと了承
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や、各地域の通知サービスを事前にインストールし、公演前後でアプリを稼働することの了承

7-② 公演当日の自己申告書（Web 登録）の提出（例）

▶以下の全ての項目（例）にあてはまる方はご入場いただけます。

- ・公演日前 14 日以内に政府から入国制限ならびに入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がなく、またその当該国・地域の在住者との濃厚接触がないこと
- ・公演当日、外出前に自宅で検温し、37.5 度未満であること

(公演会場入場時にサーモメーター等による検温実施)

- ・咳・下痢・味や匂いを感じない等の症状がないこと
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がないこと
- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がいないこと
- ・新型コロナウイルス陽性判定を受けていないこと、現在医師に自宅待機指示を受けていないこと
- ・マスクを持参し、公演中は着用していただけること
(注) 基本的にお客さまにはマスク着用を義務としていただき、不備者の方は入場不可或いは公演主催者にて配布または販売する。(公演毎個別対応)
- ・(公演主催者から要請・配布があった場合) フェイスシールドを着用していただけること (注) 基本的にマスク着用なので、フェイスシールドは併用。
- ・公演会場内外にて大声による放歌高唱、声援等を行わないこと
一般的な禁止行為と同様、係員の指示に従わない場合退場願うこと、その場合入場券の払い戻しに応じないことを了承すること
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) や、各地域の通知サービスを予めお客様自身のスマートフォンにインストールし、使用できる状態でご来場いただけること。
- ・当日公演にご参加される方全ての氏名・ご連絡先をご登録いただけること。
- ・会場内で陽性者が出た場合等、地方自治体や保健所から開示要請があった場合、ご登録情報の提供にご同意いただけること。

(導入事例) 株式会社キョードー大阪 (コンサートプロモーターズ協会会員社)

当日入館時 Web 問診票

▶解説・機能等の補足説明:

- ・公演当日に来場されるお客さまにご入力いただくことを想定しております。
- ・来館時、お客さまには入力者に届く送信完了メールを入場時に提示していただきます。
- ・当日以外は「問診票の受付ができませんでした」の不可メールが入力者に届きます。
問 1.体温 37.5℃以上の場合は、このフォームを送信できません。
問 3.海外渡航等 2 週間以内の場合も、このフォームを送信できません。
- ・質問事項を変更・追加も可能です。
- ・公演日時ごとにお客様情報がリスト化されていきます。
(個人情報保護のため、リストの管理者を固定し、アクセス制限を設ける)

7-③ 会場内禁止行為について

- ▶会場内外において、一般的禁止行為（他のお客さまの迷惑になる行為等）に加え、感染予防・感染拡大防止対策に基づいた禁止行為について、係員が個別に注意を行い、その指示に従わない場合、退場いただく場合があること。その事前告知を徹底します。
- ▶感染予防・感染拡大防止対策に基づいた禁止行為：マスクの不着用、大声による発声、席間の移動、等
(公演主催者が公演毎に定める)

7-④ 時間別入退場の実施 (事前案内事項)

- ▶[入場時] お客さまには十分余裕を持った来場を事前に案内告知する。
(一部デジタルチケットでは、公演主催者から10分単位で入場時刻を指定。入場待機列・時間をコントロールする仕組みを試行する。)
- ▶[退場時] 公演主催者による規制退場を案内。指定された座席ブロック、席列を指示してお客さま同士の物理的距離を確保した移動を案内します。会場全域への音響アナウンスによる誘導と会場内整理員(前述の通り、客席ブロックエリアごと、かつ主な道線上に配置)による誘導案内を行う。お客さまにはドームクラス、アリーナクラスの会場においては退館までに1時間以上の時間を確保いただく。
- ▶会場のアクセス誘導案内：会場アクセス状況によっては、最寄り駅までの行き方についても公演主催者が指示し、会場周辺を含めたお客さまの物理的距離の確保に留意。

7-⑤ コンサートのグッズ販売 ※公演個別対応(以下は例示)

- ▶すべてのアイテムは基本的に事前にオンライン販売(事前購入)を実施することを検討します。(会場内外における接触感染・飛沫感染機会の削減)
- ▶会場によって販売可能な環境下であっても、最低限の応援グッズ(ペンライト等)のみの販売とし、販売店舗はデジタル整理券発行等による統制のとれる状態での最小限の規模による運営とします。

7-⑥ 感染者(陽性者)確認連絡

- ▶公演開催後、地方自治体、保健所等から連絡があった場合にはお客さま、公演関係者の自己申告内容の情報を提供します。
- ▶公演当日、会場内に感染者(陽性者)がいたことを速やかに告知します。

7-⑦ 感染予防・衛生面に関する協力依頼事項

- ▶入場時の手指消毒。
- ▶会場諸施設・備品等に接触しないこと。
- ▶お客さま同士、公演運営スタッフとの物理的距離の確保。

- ▶ロビー、ホワイエ、着席時の大声での会話及び決められた場所以外で食事をさせないよう徹底。（100%の収容率での公演を行う場合は、飛沫感染防止のため長時間マスクを外す懸念のある食事させないよう徹底します。ただし、飲料に関してはその限りではありません。）

8. 公演可否・収容率の判断のあり方～地域における連携協議体制について

公演開催の可否・収容率の判断は公演地地域の感染状況に基づきリスクアセスメントを行い、自治体と公演主催者との協議によって判断されることから、公演地地域社会（自治体、保健医療当局、施設管理者等）と地域公演主催者との連携協力・協議体制が必要です。

- ▶検討すべき事項（リスクアセスメント）：以下の状況を見て総合的に判断

- ・公演開催地の感染状況（開催地周辺～開催県～開催地方～日本全国）
- ・地域医療体制の状況
- ・来場を予定するお客さまの公演地までの交通移動手段の状況
- ・公演関係者・来場客から感染者が発生した場合の連絡、該当者の搬送体制
- ・これまでの実績を踏まえ、大声での歓声、声援等が想定されるか否か。

- ➡公演開催可否・収容率（公演当日を含む）の判断プロセスを共有

- ▶最終的には自治体他地域関係者との協議を基に公演主催者が判断する。

- ・関係者：

公演開催地（公演会場の所在地）の地方自治体（都道府県、市区町村）、保健当局、警察消防当局、会場施設管理者、公演主催者・公演関係者（当団体の会員社等）

- ・関係者間の協議体制について：

感染状況が刻々と変化することから、定期的な連絡協議会の設置が望ましいと考えます。協議会の開催頻度は各地の状況によるものの、公演開催が相応の頻度をもって行われることから、各地において関係者間にて定期的開催されることが望ましいと考えます。

以上、お客さまをお迎えする**音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン**に基づき、収容率緩和にあたり社会の「安心感」「納得感」を獲得し、円滑な公演開催を行ってまいります。